

(様式7-3)

政務調査活動・先進地調査等 報告書

2019年 11 月 7 日

三田市議会議長 福田 秀章 様

本会派（私）は、政務調査活動・先進地調査等報告書を下記のとおり提出します

会 派 名	公明党	代表者	私用 信生
		議員名	大西 雅子
派遣者氏名	大西 雅子		
視察先及び 調査事項 (調査目的)	伊丹市役所..... 伊丹市の生活困窮者自立支援事業について		
日 時	2019年 11月 5日 (火) 10:00~11:30		
視察先対応者	くらし・相談サポートセンター長 (自立相談課長) 森川 隆彦氏		
(調査結果の概要及び所見) 別紙でも可			
別紙記載			

会派支給の場合、会派名、代表者名を記入の上、押印してください。

個人支給の場合、会派名（無会派は記入不要）、議員名を記入の上、押印してください。

2019年11月5日(火) 10:00~11:30

伊丹市行政視察 「生活困窮者自立支援事業について」

■調査結果の概要及び所見

伊丹市の就労準備支援事業は、昭和63年より生活保護受給者を対象に、就労に向けて民間事業所で就労体験による訓練を行う「職場適応訓練」を実施。そして平成28年から就労準備支援事業を開始している。前事業を合わせると30年の実績がある。

● 伊丹市の生活困窮者自立支援事業の運営内容

- ・生活保護受給に関することは、生活支援課。
- ・将来、生活困窮者になりうる方も含めた生活困窮者に関する相談は、全て、自立相談課が担っている。(自立支援課は、生活支援課と別の場所にある)
- ・この事業は行政直営でおこなっている。
- ・相談支援員は3名(社会福祉協議会から庁舎に出向)。
- ・就労支援員は1名、修学支援員は3名(教員OB)配置。
- ・ひきこもり支援強化のためアウトリーチ支援員1名配置。

※直営のメリット

社協に委託すると方針・指導することはできないが、直営で事業を実施し、市役所に出向することで「市職員」とみなされ指導することができる。

また社協への委託では、行政組織に関わる税金滞納等といった内容への情報を聞くことは難しく、その上対応することができないが、行政直営ではできる。

その他にも社協職員は、地域住民との繋がりが深いことから地域との協力体制を素早く図ることができるという利点がある。

● 就労支援の実施体制

[自立相談支援事業による就労支援]

- ・市直営
- ・無料職業紹介事業、ハローワークと連携した求人情報の提供、履歴書作成のサポート・面接の同行。

[就労準備支援事業]

- ・「企業組合伊丹市雇用福祉事業団」に委託
- ・委託先本体の他に20の提携企業が就労体験の機会を提供(コンビニ、介護施設等)ビジネスセミナーやパソコン操作の講習。

[認定就労訓練事業]

- ・都道府県等からの認定を受けた民間事業による自主事業。
- ・訓練事業者が手掛ける業務を活用して、生活困窮者が就労の訓練をする。
- ・行政が訓練事業者に随意契約にて優先的に業務を発注。

- ・訓練事業者が手掛ける業務を活用して、生活困窮者が就労の訓練をする。
- ・行政が訓練事業者に随意契約にて優先的に業務を発注。

※例えば…公園清掃事業を優先的に発注。その代わりに就労訓練を依頼。

[生活保護受給者等就労自立促進事業]

- ・公共職業安定所管事業。
- ・支援対象は生活保護受給者、生活困窮者、児童扶養手当受給者。
- ・専任の就労支援ナビゲーターが、対象者の就労阻害要因を詳細に把握した上で、求人や職業訓練等の情報を提供。
- ・福祉事務所からの支援要請が必要。

● 行政・社協・雇用福祉事業者団の連携

[社協・市役所との連携]

- ・くらし・相談サポートセンタースタッフとコミュニティワーカーとは定期的に情報交換を実施。
- ・家庭改善支援事業担当者間のミーティングも定期的を実施。
- ・社協課題調整会議には、主任相談支援を派遣。
- ・こども食堂開設推進の協議会の実施。

[市役所・事業団との連携]

- ・就労支援担当者間によるミーティングを月1回実施。
- ・フードドライブ事業を協働で実施。

※市民が不要と感じる食品を市が直接回収もおこなっている。

[社協・市役所・事業団との連携]

- ・全体的としての協議は実施されていなかったが、社協から「認知症高齢者のごみ出し支援体制の構築」についての提案が出されたことから、就労準備支援事業で実施できないか現在、共同研究実施中。

■伊丹市の本事業は、生活保護受給者を担当する生活支援課ではなく、自立支援課として

「くらし・相談サポートセンター事業」を実施している。よって生活困窮者のみならず、将来を見据え、生活困窮者に繋がる防止対策を実施している。

また社協と連携した相談事業は、社協の「地域連携機能」と行政の「庁内連携機能」両者の「いいところ取り」の体制づくりとなっている。

自立に向けた取り組みは、自立相談支援の早い段階から会計簿改善支援員が同席し、適正な金銭管理、債務整理ができるよう指導をおこなっている。

また修学支援事業は、教員OB 3名が業務を担っている。この事業は、学習教室型ではなく、家庭訪問や来庁時の面談時に、子ども及び保護者に対して、不登校の相談や学習

方法の助言、学校への連絡調整をおこなっている。

伊丹市の事業は、子どもへの学習方法指導から就労準備支援、そして独立の際には、家具等提供事業と幅広い支援をワンストップでおこなっている。

三田市においては、権利擁護センターによる相談事業は実施しているが、就労準備支援事業は開始されていない。阪神間では三田市だけができていない。

本市は、生活困窮者は比較的少ない地域であると見受けられるが、引きこもり問題は本市においても課題である。「8050」示される親なき後、生活困窮者に移行することを減らし、納税者にしていく対策が重要である。では相談後、次なる段階として就労に向けた準備支援や自立に向けた細やかな支援事業が必要であり、就労準備支援事業に取り組むべきでと考える。